

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例（平成17年12月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「つきまとい等」の次に「又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。